

公益財団法人福岡市教育振興会奨学規程

(定義)

第1条 この規程において、本会から学資の貸与を受ける者を「奨学生」と称し貸与する学資を「奨学金」と称する。

(奨学生の資格)

第2条 奨学生の資格を有する者は、保護者が福岡市民であって、福岡県内の高等学校（通信制の課程は福岡県外を含む）、高等専門学校又は専修学校のうち大学入学に関し高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者の指定（学校教育法施行規則第150条第3号）に規定する文部科学大臣の指定を受けた課程（以下「高等学校等」という。）に入学を予定又は在学し、まじめに勉学するもので学費の支弁が困難と認められる者とする。

第3条 奨学金の区分及び、その額は次のとおりとする。

区 分	奨学資金	入学資金
公立学校	月額 18,000円	50,000 円
	月額 15,000円	
	月額 10,000円	
私立学校	月額 25,000円	100,000 円
	月額 15,000円	
	月額 10,000円	

2 奨学金の貸与期間は貸与を開始した時から、高等学校等の正規の修業年限を修了するまでの期間とする。

(奨学生願書及び奨学生推薦調書の提出)

第4条 奨学生志望者は、保護者と連署した本会あての奨学生願書（様式第1号）及び所得証明書を在学学校長に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 学校長が奨学生志望者を、本会に推薦しようとするときは、奨学生推薦調書（様式第2号）を作成して、前項の奨学生願書とともに提出しなければならない。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、理事会において決定する。

2 奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経て本人に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、次条に定める連帯保証人と連署した借用証書（様式第7号）に入学を予定する高等学校等の合格通知書、住民票、連帯保証人の印鑑証明書を添付して本会へ提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 奨学生は、奨学金の貸与にあたり連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学生の父母または親権者、若しくは後見人とする。

(貸与の方法)

第7条 奨学金の奨学資金については、毎月当該月額を貸与し、入学資金については、入学当初一括貸与するものとする。

ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第8条 削除

(学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末在学学校長を経て学業成績表、および生活状況報告書を提出しなければならない。

(異動の届出)

第10条 奨学生は、次の各号の1に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 本人または連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

2 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に前項第3号または第4号に該当するときは、前項に準じて届け出なければならない。

(貸与の停止)

第11条 奨学生が次の各号の1に該当するときは、奨学金の貸与を停止する。

- (1) 休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業、または性行などの状況により指導上必要があると認めるとき。
- (3) 本会が求める書類を正当な理由なく提出しなかったとき。
- (4) その他会長が特に必要と認めるとき。

(貸与の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の貸与を停止された者が、在学学校長を経て貸与の復活を願い出たときは、奨学金の貸与を復活することがある。

(貸与の取消)

第13条 奨学生が次の各号の1に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して、事後の奨学金の貸与を取消す。

- (1) 傷病、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (5) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金貸与の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第15条 奨学生は、次の各号の1に該当する場合は、貸与を受けた奨学金について、次項に定めるところにより、その全額を返還しなければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 第13条の規定により奨学金の貸与を取消されたとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

2 奨学金は、年賦により毎月を支払月とする割賦償還とし、別表のとおりとする。

ただし、償還期限前に繰上げ返還することができる。

3 前項の規定にかかわらず、奨学生が第13条の規定により操行不良等の理由で貸与を取り消された場合または、返還の支払いを怠った場合はすでに貸与した奨学金の全部または一部について、即時に返還させ、または償還期限を短縮することができる。

4 奨学金には利息を付けない。

5 滞納が発生した場合等、正当な理由に基づき本会が求めた場合は、所得を証明する書類を提出しなければならない。

第16条及び第17条 削除

(奨学金返還の猶予)

第18条 奨学生であった者が次の各号の1に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害により損害をこうむったため返還が困難となったとき。
- (2) 傷病により返還が困難となったとき。
- (3) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院またはこれと同程度の学校に在学するとき。
- (4) 生活保護を受給しているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とする。

その他の各号の1に該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし第5号に該当するときは、通じて10年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第19条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる別に定める書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願(様式第8号)を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第20条 奨学金返還猶予の願出があったときは、会長において、審査決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学生であった者の届出)

第21条 奨学生が、第15条第1項の各号の1に該当するときは、6ヶ月以内にその住所、および職業を届出なければならない。

- 2 奨学生であった者が、大学または大学院に入学したときは、在学証明書を添えて直ちに届け出なければならない。
- 3 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項について、毎年届け出なければならない。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき、またはそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第22条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は、死亡診断書を添えて、在学中の学校長を経て直ちに死亡届をださなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

(奨学金返還免除)

第23条 奨学生または奨学生であった者が死亡し、または精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失する等、その奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能になったとき、その他特に必要あるときは、その全部または一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願出)

第24条 奨学金の返還免除を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる別に定める書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願(様式第10号)を提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第25条 奨学金返還免除願は、免除を受けようとする事由が生じた時から1年以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと認められる時は、更に1年以内その期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第26条 奨学金返還免除の願出があったときは、会長において審査決定し、その結果を本人、相続人、または連帯保証人に通知する。

(延滞金)

第27条 奨学生であった者が正当な事由なく、奨学金の返還を延滞したときは、年利14.6%の延滞金を徴収することができる。

- 2 前項の延滞金は、返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、滞納額に前項の割合を乗じて算出した額とする。

(債権の償却)

第28条 会長は、破産等実質破綻先に該当する債務者等で、回収することが困難又は不適當であると認められる場合は、当該債権を理事会及び評議員会に諮り償却することができる。

(奨学生の指導)

第29条 奨学生の資格向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(実施細目)

第30条 この規程の実施について、必要な事項は、会長が定める。

附則（昭和34年7月27日）

この規程は財団法人福岡市教育振興会設立の日から施行する。

附則（昭和42年9月19日 一部改正）

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

ただし、施行の日以前に採用した者（既に卒業した者を含む）については旧規程に定めるところによる。

附則（昭和43年6月26日 一部改正）

この規程は、昭和43年6月27日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附則（昭和45年3月31日 一部改正）

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

ただし、施行の日以前に採用した者（既に卒業した者を含む）については旧規程による。

附則（昭和47年4月1日 一部改正）

この規程は、昭和47年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。その他の者については、なお従前の例による。

附則（昭和49年4月1日 一部改正）

この規程は、昭和49年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。その他の者については、なお従前の例による。

附則（昭和50年4月1日 一部改正）

この規程は、昭和50年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。その他の者については、なお従前の例による。

附則（昭和50年9月16日 一部改正）

この規程は、昭和51年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。その他の者については、従前の例による。

附則（昭和52年4月25日 一部改正）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。ただし施行の日以前に採用した者で従来通りを希望する者（既に卒業した者を含む）については、旧規程に定めるところによる。

附則（昭和53年4月21日 一部改正）

この規程は、昭和53年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。その他の者については、従前の例による。

附則（昭和54年4月27日 一部改正）

この規程は、昭和54年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（昭和55年4月28日 一部改正）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。ただし施行の日以前に採用した者で従来通りを希望する者については、旧規程に定めるところによる。

附則（昭和56年4月27日 一部改正）

この規程は、昭和56年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（昭和58年3月28日 一部改正）

この規程は、昭和58年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（昭和59年3月29日 一部改正）

この規程は、昭和59年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（昭和60年3月29日 一部改正）

この規程は、昭和60年7月5日から施行する。

附則（昭和61年7月9日 一部改正）

この規程は、昭和61年7月9日から施行する。

附則（昭和62年3月11日 一部改正）

この規程は、昭和62年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（昭和63年3月30日 一部改正）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則（平成元年3月28日 一部改正）

この規程は、平成元年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（平成3年3月12日 一部改正）

この規程は、平成3年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（平成5年3月29日 一部改正）

この規程は、平成5年4月1日以後、高等学校、高等専門学校に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（平成6年3月30日 一部改正）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則（平成7年3月29日 一部改正）

この規程は、平成7年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（平成9年3月28日 一部改正）

この規程は、平成9年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（平成11年3月29日 一部改正）

この規程は、平成11年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。

その他の者については、従前の例による。

附則（平成12年3月29日 一部改正）

この規程は、平成12年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。
その他の者については、従前の例による。

附則（平成13年3月27日 一部改正）

この規程は、平成13年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。
その他の者については、従前の例による。

附則（平成13年11月7日 一部改正）

この規程は、平成13年11月7日から施行する。

附則（平成15年10月23日 一部改正）

この規程は、平成16年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。
その他の者については、従前の例による。

附則（平成16年3月31日 一部改正）

この規程は、平成16年3月31日以後、高等学校等を卒業する者から適用する。
その他の者については、従前の例による。

附則（平成23年3月7日 一部改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年8月2日 一部改正）

この規程は、平成24年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。
その他の者については、従前の例による。

附則（平成25年3月26日 一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年5月9日 一部改正）

この規程は、平成26年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。
その他の者については、従前の例による。

附則（平成25年10月3日 一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年5月28日 一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年2月13日 一部改正）

この規程は、平成27年4月1日以後、高等学校等に進学する者から適用する。
その他の者については、従前の例による。

附則（平成27年5月25日 一部改正）

この規程は、平成27年5月25日から施行する。

附則（平成27年9月24日 一部改正）

この規程は、平成27年9月24日から施行する。

附則（平成28年10月27日 一部改正）

この規程は、平成28年10月27日から施行する。

別 表

区 分		返 還 期 限	返 還 年 賦 額	各 支 払 月 の 割 賦 償 還 額
第 3 条 の 公 立 学 校 の 奨 学 金 を 受 け た 者	奨学資金 月額 18,000 円	返還事由が発生した 翌月から起算して 6 月を経過した後 9 年 以内	77,640 円 ただし第 1 年次 については 76,880 円	6,470 円 ただし第 1 回目 については 5,710 円
	奨学資金 月額 15,000 円		65,640 円 ただし第 1 年次 については 64,880 円	5,470 円 ただし第 1 回目 については 4,710 円
	奨学資金 月額 10,000 円		45,600 円 ただし第 1 年次 については 45,200 円	3,800 円 ただし第 1 回目 については 3,400 円
第 3 条 の 私 立 学 校 の 奨 学 金 を 受 け た 者	奨学資金 月額 25,000 円	返還事由が発生した 翌月から起算して 6 月を経過した後 12 年 以内	83,400 円 ただし第 1 年次 については 82,600 円	6,950 円 ただし第 1 回目 については 6,150 円
	奨学資金 月額 15,000 円	返還事由が発生した 翌月から起算して 6 月を経過した後 9 年 以内	71,160 円 ただし第 1 年次 については 70,720 円	5,930 円 ただし第 1 回目 については 5,490 円
	奨学資金 月額 10,000 円		51,120 円 ただし第 1 年次 については 51,040 円	4,260 円 ただし第 1 回目 については 4,180 円

備考 貸与期間が 3 年でない者に係るこの表の適用については、別に定めるところによる。